

## 規制の事前評価書

法律又は政令の名称：資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律案（仮称）

規制の名称：資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化のための措置の創設

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：環境省環境再生・資源循環局総務課制度企画室

評価実施時期：令和6年2月

### 1 規制の目的、内容及び必要性

#### ① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。（現状をベースラインとする理由も明記）

地球規模の課題である気候変動問題の解決に向け、我が国においては、令和2年10月に、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050年カーボンニュートラル」を目標として掲げるとともに、その実現に向けて、あらゆる施策を総動員することとしている。

このうち、廃棄物分野については、我が国の温室効果ガス排出量全体の約3%を占めているものの、1990年代以降、温室効果ガス排出量は概ね横ばい推移しており、「2050年カーボンニュートラル」の達成のためには、静脈産業（廃棄物処理業）による脱炭素化を進めることが急務であり、そのためには、廃棄物分野の主な温室効果ガス排出源である焼却等される廃棄物の量を最小限とすることが重要である。

また、我が国の温室効果ガス排出量全体の約36%は、資源循環によって排出削減に貢献できる余地のある分野であるとの推計もあるところ、動脈産業（製造業）においても、資源循環を通じて原材料を代替することで温室効果ガスの削減効果が大きい分野があることから、再生資源を製品に活用して原材料の調達を最小限にしていくことが重要である。

このように、動脈産業と静脈産業の双方にとって資源循環が重要になってきており、脱炭素社会の実現のためには、温室効果ガスの削減効果の高い資源循環を促進していくことが必要となる。また、脱炭素社会の実現に向けて、資源循環をこれまで以上に促進していくためには、静脈産業全体における再資源化を促進しつつ、温室効果ガスの削減効果の高い資源循環を促進するための再資源化事業に係る実施方法の改良並びに技術及び設備の向上を支援していく必要がある。

このような状況であるため、より一層の再資源化等の促進を行わない場合には、廃棄物の量及び温室効果ガスの削減が十分に進まないおそれがある。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討(新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性)

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯(効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと)を明確かつ簡潔に記載する。

[課題及びその発生原因]

資源循環に関する我が国の現状として、

- ・動脈産業については、国際的な潮流として、投資の判断に当たって、原材料の調達から廃棄までのライフサイクル全体での温室効果ガス排出量の把握が問われることに加え、欧州では再生資源の利用に係る規制の策定が急ピッチで進められていることを受け、動脈産業全体として、自らの事業に係る製品に関し、再生資源を原材料として活用する需要が高まってきているものの、
- ・再資源化(廃棄物の全部又は一部を部品又は原材料その他製品の一部として利用できる状態にすることをいう。)という資源循環の中核を担うツールを持つ静脈産業については、適正処理を目的とする廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)の許可の範囲で活動する業態であるため、このような状況になく、積極的に再生資源を生産するインセンティブを欠いている。

再資源化事業等の高度化を支援するに当たっては、その前提として、静脈産業全体の再資源化に係る意識・取組を向上させていく必要があるが、上記のように静脈産業は積極的に再資源化を行うインセンティブを欠いており、現に、静脈産業による再資源化の割合は、2013年度以降減少傾向にあるため、これまで以上に強力に促進していく必要がある。そこで、静脈産業の役割を明確化し、再資源化を促進させるための措置が必要となる。

[規制外の政策手段の検討]

廃棄物の排出の抑制及び再資源化等に自主的に取り組む事業者を国としてプレイアップすることや、廃棄物処分業者の設備投資への補助制度などが考えられる。しかしながら、こうした規制によらない手段は、既に講じてきており、一定の効果はあったものの、更なる取組の強化が必要である。

[規制の内容]

① 特に処分量の多い産業廃棄物処分業者の再資源化の実施の状況の報告及び公表、廃棄物処分業者が取り組むべき措置に関する判断の基準に照らして再資源化の実施の状況が著しく不十分な事業者に対する、環境大臣の勧告及び命令

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化を促進するため、環境省令で、廃棄物処分業者が再資源化事業等の高度化及び再資源化の実施を促進するために取り組むべき措置に関し、判断の基準となる事項を定めることとしている。産業廃棄物処分業者であつて、その処分した産業廃棄物の数量が政令で定める要件に該当するもの(以下「特定産業廃棄物処分業者」という。)について、毎年度、自らの事業活動において処分した産業廃棄物の種類ごとに、処分方法ごとの年

度の処分量及び当該処分量のうち再資源化した産業廃棄物の数量を報告させることとし、当該報告の内容を集計し、公表するとともに、この判断の基準に照らして再資源化の実施の状況が著しく不十分な場合、環境大臣は、特定産業廃棄物処分業者に対して、再資源化の実施に関し必要な措置を執るべき旨の勧告やその勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができることとする。

② 環境大臣の計画認定による廃棄物処理法の特例

高度再資源化事業計画等を環境大臣が認定することで、当該計画に基づいて行われる再資源化に必要な廃棄物の収集、運搬及び処分について廃棄物処理法に基づく業の許可等を不要とする。

## 2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

[遵守費用]

① 再資源化した産業廃棄物の数量については、廃棄物処理法に基づき帳簿に記載させている事項のうち、通例として①処分方法ごとの処分量から②処分後の産業廃棄物の持ち出し量を差し引くことで算出可能であるため、報告に係る追加的費用は少ない。

【参考】特定産業廃棄物処分業者の基準は、今後よく検討が必要であるが、年度の産業廃棄物処分量全体の約4分の3をカバーすることを前提とすれば、約1,000者（全体の約10%）となることが見込まれる。

② 本計画認定は、一律に取得しなければならないものではなく、3⑦に後述するとおり環境大臣の計画認定により手続きが一元化するため、遵守費用は発生しない。

[行政費用]

上記①については、これまでも廃棄物処理法に基づき年度の処分量等を報告しているため、通常の業務内で対応可能であり、取りまとめ等に係る追加的費用は少ない。

上記②については、高度再資源化事業計画等を環境大臣が認定した場合、自治体で行われていた廃棄物処分業の許可等の手続等が不要となるため、行政費用は増減しない。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

上記③に記載のとおり、高度再資源化事業計画等を環境大臣が認定した場合、自治体で行われていた廃棄物処分業の許可等の手続等が不要となるため、本措置により行政費用は増減しない。

## ◆簡素化した評価手法による評価◆

別に定める要件を満たす場合は、簡素化した評価手法による評価を実施することができる。  
詳細は、「規制に係る政策評価の事務参考マニュアル」第三部参照

### 3 直接的な効果（便益）の把握

#### ⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

廃棄物の排出量の削減及び再資源化等が促進されることで、廃棄物の処理に係る社会的費用が削減されるほか、環境保全への寄与、廃棄物処理業の発展による経済成長・雇用創出への寄与等の効果が見込まれる。

【参考】第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月19日閣議決定）において、出口側の循環利用率約47%（目標年次2025年度）、最終処分量約1,300万トン（目標年次2025年度）としている。なお、本計画は現在見直しを行っており、本年夏頃に改定予定。

#### ⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

廃棄物の焼却量が削減されること等による環境保全への寄与、廃棄物処分業の発展による経済成長・雇用創出への寄与等が想定されるが、これらの効果は人口動態や他の経済対策の影響により大きく変動する可能性が高いため、本規制により生じる効果のみを切り出して定量化・金銭価値化することは困難である。

#### ⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

環境大臣の計画認定による廃棄物処理法の特例（手続の一元化）については、廃棄物処理法に基づく各自治体による業の許可等を不要とするものであるが、当該許可に必要な申請と同等の申請を環境大臣に対して行うこととなる。また、廃棄物処理法の許可業者等に係る遵守事項等についても、本法律案により、廃棄物処理法の許可業者等とみなして廃棄物処理法が適用される。このため、環境大臣の計画認定による廃棄物処理法の特例（手続の一元化）により遵守費用は増減しない。

## 4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

- ⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

天然資源利用量が削減されることによる地球温暖化の防止への寄与、生物多様性の保全や資源循環関連産業の発展による経済成長・雇用創出への寄与等が想定される。

## 5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

上記2～4のとおり、本規制の導入によって生ずる費用は軽微である一方、効果（便益）を金銭価値化することは困難である。ただし、「2050年カーボンニュートラル」の達成に向け、再資源化事業等の高度化を促進するための措置として再資源化の実施の状況を把握・公表・指導を可能とする本規制の導入は必須であり、費用は正当化されるものと考えられる。

## 6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

本規制の代替案としては、次のような代替案が想定される。

### [代替案の内容]

判断基準の対象となる事業者のうち、一定要件を満たす全ての事業者に、判断基準を踏まえた排出の抑制及び再資源化等の取組の状況を定期的に環境大臣に報告する義務を課し、必要に応じて環境大臣が勧告、命令をすることができることとする。

### [費用]

#### ・ 遵守費用

定期報告義務を課すことにより、対象事業者における取組状況の定期報告様式への記載、社内決裁及び提出等に係る事務費用並びに人件費等が発生することが想定される。

#### ・ 行政費用

定期報告されたものの取りまとめ、対象事業者からの問合せ及び未提出者への催促等に要する費用が想定される

### [効果（便益）]

代替案の導入により、対象事業者による取組状況を比較的正確に把握することができる。また、国に定期的に報告する義務が課されることにより対象事業者による取組の実効性が担保される。

### [本規制案と代替案の比較]

定期報告義務と同様の効果は、法律の運用上、環境大臣から対象事業者に調査を実施することで代替可能であるため、より遵守費用が少ない本規制案は、妥当なものであると言える。

## 7 その他の関連事項

- ⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

本規制案については、中央環境審議会循環型社会部会静脈産業の脱炭素型資源循環システム構築に係る小委員会における計6回の審議を経て、取りまとめられた「脱炭素型資源循環システム構築に向けた具体的な施策のあり方について」の内容を踏まえて立案している。

## 8 事後評価の実施時期等

### ⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

本規制案については、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律案（仮称）附則第 3 条において、施行後 5 年を経過した場合において、施行状況を検討し、及びその結果に基づき必要な措置を講ずる旨が規定されているため、同年までに事後評価を実施する。

### ⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

事後評価に向け、以下の指標により費用、効果等を把握することとする。

#### [遵守費用]

本規制の対象となる事業者数、判断基準に従って講じた取組に要した費用（対象事業者への調査・ヒアリング等により把握）

#### [行政費用]

対象事業者の実施状況に係る調査に要した費用

#### [効果（便益）]

廃棄物の削減量、循環利用率（循環型社会形成推進基本計画の点検等により把握）